

## R5年度 PR活動等に対する補助事業(ソフト事業)

事業名	事業概要	対象者	主な要件	補助対象	補助率	補助金上限額(千円)	事業種別	問い合わせ先
新たな戦略的拡大品目推進事業	需要が高く農家所得の向上につながり、神戸市の特色となるような新たな品目を「戦略的拡大品目」と定め、その品目の生産拡大・品質向上・ブランド化等を図るため、資材・設備の導入や新たな取組み等に要する経費を補助する。	3戸以上の農業者で組織する農業者団体	(1)神戸市内に住所を有し、戦略的拡大品目(R5はいちじく)の生産に携わっていること (2)以下の要件のうち1つを達成する見込があること ①実施年度の翌年度から3年以内に、戦略的拡大品目の生産又は出荷量の5%以上の増加 ②実施年度の翌年度から3年以内に、戦略的拡大品目の作付面積の5%以上の増加 ③実施年度の翌年度から3年以内に、生産者(団体員数)を10%以上、または3人以上の増加。	(1)設備導入費 (2)販路開拓費 (3)試験調査費 (4)苗木導入費 (5)ただし、旅費、宿泊費、飲食費、直接人件費など市長が適切でないと認める経費は対象外とする。	50%以内	1事業主体あたり1,000千円(最低総事業費200千円)	市	農水産課 Tel: 078-984-0379
元気な農業づくり推進対策(果樹・花卉)	農産物の高品質化・高付加価値化、低コスト化等、産地競争力の強化を図るため、農業者の組織する団体等が行う生産対策を補助することにより、多様化・高度化した消費者・実需者ニーズに則した農業生産を推進する。	農業協同組合 農事組合法人 " 以外の農業生産法人 その他農業者の組織する団体 知事が特別に認める団体等	(1)受益農家が3戸以上であること (2)兵庫県「元気な農業づくり推進対策実施要領」別表に定める実施基準を満たしていること	以下の活動に係る経費 (1)協議会の開催 (2)行動計画の作成 (3)調査の実施 (4)実証・試験の実施 (5)技術の普及 (6)担い手育成活動 (7)啓発活動	対象事業費の1/2以内	—	県	農業振興センター Tel: (北)078-982-2811 (西)078-975-6895